

国の出先機関改革に関する決議

政府においては、「国の特定地方行政機関の移譲に関する法律案」において、特定広域連合等に国の出先機関の事務等をブロック単位で移譲する広域的实施体制の仕組みについて検討がなされている。

本会では、これまで、国の出先機関が実施している事務等に密接不可分な利害関係を有する基礎自治体に対して、具体的な説明や協議等が十分に行われてこなかったことは極めて遺憾であることを表明するとともに、基礎自治体の意見を踏まえた十分な検討を行うよう強く求めてきたところである。

出先機関の事務等をブロック単位で移譲する場合の受け皿となる広域的实施体制のあり方については、東日本大震災等において出先機関の果たしている役割を踏まえれば、特定広域連合に出先機関の事務等が移譲された場合、大規模災害時等の緊急時における危機管理体制や迅速な復旧・復興をはじめとする広域のかつ機動的な対応等について、事業の実施やブロック内の利害調整等の面で大きな支障が生じることを危惧している。

また、移譲対象事務の範囲や具体的な財源措置のあり方、さらには出先機関ごとに異なる管轄区域の整理・統合や国の関与等の重要事項についても、法令上依然として明らかにされていない。

今般、政府においては、市町村の意見反映の仕組みとして、政府の策定する事務等移譲基本方針において、「いわゆる協議の場の設置」に加え、新たに「特定広域連合委員会への市町村代表の参加」を規定するとの方針を示しているが、原則として議決権を有しない特別委員とされている等の問題がある。

これらの課題や問題点等について、制度設計上の重要かつ具体的な事項についての全体像や詳細が示されるとともに、大規模災害時等の

緊急時における危機管理体制や迅速な復旧・復興をはじめとする広域
的かつ機動的な対応等について、基礎自治体の意見を踏まえた具体的
かつ十分な議論が必要である。

よって、政府においては、拙速に進めることなく、地域住民の安全
安心に直接責任を有する基礎自治体と引き続き十分協議を行い、その
意見を反映させて慎重に検討を重ねられるよう、強く要請する。

以上決議する。

平成 24 年 11 月 15 日

全 国 市 長 会